

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得価格が判明しているものについては取得価格、取得価格が不明なものについては再調達価格を基礎とした価格で評価しています。ただし、昭和59年以前に取得したものは、取得価格不明なものとして扱い、再調達価格を基礎として計上しています。なお、道路、河川及び水路の敷地については、備忘価格1円としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格がないものについては、出資金額をもって貸借対照表価額としています。ただし、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下して場合には、相当の減額を行うこととしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、償却資産の主な耐用年数は下記の通りです。

建 物	50年
工 作 物	10～60年
物 品	8～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

③ リース資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、平均不納欠損の実積率等により、回収不能と見込まれる額を計上しています。

② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及びそれに係る法定福利費相当額の見込額について、当年度の負担相当額を計上しています。

③ 退職手当引当金

当年度末の退職手当自己都合要支給額について、地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従い計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンスリース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

② 資本的支出と修繕費の計上基準

区分が不明な場合は60万円未満であるときに修繕費として計上しています

③ 物品の計上基準

取得価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

該当ありません。

5 追加情報

(1) 対象範囲

一般会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。

(3) 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(4) 表示単位未満の金額は四捨五入することとしているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	—	連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	1.0%	将来負担比率	—

(6) 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費 161,643千円

(7) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

16,584,477千円

(8) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

将来負担額	21,501,267千円
充当可能財源等	25,116,959千円
標準財政規模	13,898,236千円
算入公債費等	1,499,198千円

(9) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産形成分

本市が調達した資源を充当して形成した資産残高（減価償却累計額控除後）であり、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産の額から固定資産形成分を控除した金額を計上しています。

(10) 基礎的財政収支

業務活動収支	1,221,790千円
支払利息支出	107,433千円
投資活動収支	△1,355,084千円
基礎的財政収支	△25,861千円